

県民公園野鳥の園の指定管理候補予定者の選定結果について

1 指定管理者制度を募集する公の施設

- (1) 名 称 県民公園野鳥の園
- (2) 所 在 地 富山市三熊、富山市婦中町高塚
(主な施設) 山林、芝生広場、園路、施設 等

2 指定管理者の募集概要

- (1) 業務概要 施設運営及び維持管理業務
- (2) 指定期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

3 公募状況

- (1) 申請者数 1 団体
- (2) 申請者 公益財団法人富山県民福祉公園

4 審査結果

10月15日に開催した自然保護課所管施設指定管理候補者選定委員会において審査した結果、下記のとおり指定管理候補予定者を選定しました。

- (1) 指定管理候補予定者 公益財団法人富山県民福祉公園
- (2) 選定基準

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	【平等な利用の確保】 a 県民の平等な利用が確保される内容になっているか	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第4条第2号)	【施設設置目的の達成】 a 管理運営方針が明確になっており、事業計画の内容が、施設の設置目的の的確な理解に基いた具体的なものとなっているか b 施設の保守点検等の維持管理業務が確実に行われる計画となっているか c 安全管理対策が構築されているか d 個人情報の確実な保護対策がとられているか	25
	【サービスの向上】 e 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか f DXによるサービス向上が工夫されているか g 指定管理者が行う事業評価の方策が、利用者の評価・満足度を十分把握できる内容になっているか	20
	【利用の増加】 h 利用者増を図るため、創意工夫に満ち、魅力的で質の高い、かつ実現可能な企画が提案されているか i 地元市町村や関係団体との連携や広報計画など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を有しているか。	15
	計	60
3 施設の効率的な管理 (条例第4条第2号)	【施設に係る経費節減策】 a 経費削減のための具体的なかつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか	実現可能性のない提示額の場合は選定しません 20
	計	20

4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成 (条例第4条第3号)	【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実にける経営基盤を有しているか b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか	10
	【申請者の人的構成】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成（資格、経験など）となっているか d 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか e 職員の指導育成、研修体制は十分か	10
	計	20
	合 計	100

(3) 審査結果

審査項目 申請者	1 県民の平等な利用の確保	2 公の施設の効用の最大限の発揮 (360点中)	3 施設の効率的な管理 (120点中)	4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成 (120点中)	合 計 (600点中)
公益財団法人富山県民福祉公園	適正	268	120	94	482
(審査の概要) ・ 審査基準1については、適正と評価された。 ・ 審査基準2については、開園当初から管理運営に携わってきた実績と、野鳥に精通した職員が配置され野鳥の生息環境に配慮しながら、「県民に自然探勝の場を提供する」という野鳥の園の設置目的に合致した管理運営方針が高く評価された。 ・ 審査基準3については、年間指定管理料の上限額の範囲内となっており、適正と評価された。 指定管理料の提案額 県条例の基準で管理した場合 <指定期間の合計額、()内は上限額に対する割合> 6,018,000円 (100%) ・ 審査基準4については、これまでの良好な管理実績に加え、指定管理業務を安全確実に行うだけの経営基盤を有している面が高く評価された。 (総評) (公財)富山県民福祉公園の指定申請書を慎重に審査した結果、得点は482点(満点600点)と合格基準点360点を上回った。 提案内容に対しても、これまでの管理運営実績や現指定管理団体として有するノウハウ、業務遂行能力が評価された。また、利用者サービス向上のための具体的な提案がなされ、指定管理者の制度趣旨に十分沿うものと評価されたことから、(公財)富山県民福祉公園を指定管理候補予定者に選定することとした。					